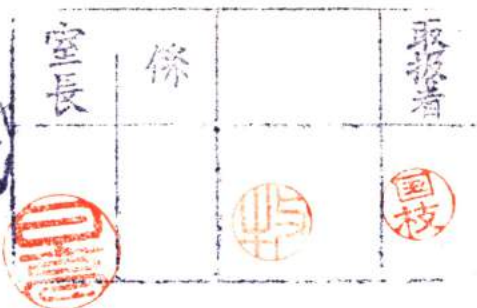
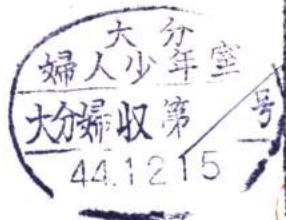


8-8
 No. 15 334
 参考資料



3部

婦人関係国際資料

労働省婦人少年局

婦人関係国際資料

目次

統計

表 1. 人口、出生率、死亡率、乳児死亡率	1
表 2. 平均寿命、婚姻率、離婚率	2
表 3. 在学率	3
表 4. 文盲率	4
表 5. 女子労働力人口と雇用者数	5
表 6. 従業上の地位別女子就業者構成比	7
表 7. 年令階級、配偶関係別女子労働力率	8
表 8. 職種別女子雇用者の割合	10
表 9. 年令階級別女子労働力の構成比	12
表 10. 配偶関係別女子労働力の構成比	14
表 11. 男女賃金格差	15
図 1. 年令階級別労働力率	16
図 2. 婦人労働者中に占める有配偶者の割合	17
図 3. 結婚婦人中働いているものの割合	18

法律・条約

1. 参政権獲得状況〔I〕	19
2. " 〔II〕	21
3. 労働時間と労働時間表	26
4. 母性保護規定	30
5. 児童手当支給状況	43
6. 家庭責任への援助措置	45
7. 国際条約	48
A 国際連合	48
1. 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	48
2. 婦人参政権条約	49

3	結婚婦人の国籍に関する条約	5 1
4	婚姻の同意, 婚姻最低年齢および婚姻の登録に関する条約	5 2
B	国際労働機関 (I L O)	5 2
1	産前産後における婦人使用に関する条約 第 3 号	5 2
2	夜間における婦人使用に関する条約 第 4 号	5 3
3	夜間における婦人使用に関する条約 (1934 年改正) 第 41 号	5 3
4	すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の 使用に関する条約 第 4 5 号	5 4
5	工業に使用される婦人の夜業に関する 条約 (1948 年改正) 第 89 号	5 4
6	同一価値の労働に対して男女労働者に 同一の報酬に関する条約 第 100 号	5 5
7	社会保障の最低基準に関する条約 第 102 号	5 6
8	母性保護に関する条約 (1952 年改正) 第 103 号	5 6
9	雇用および職業についての差別待遇に関する条約 第 111 号	5 6
C	国連教育社会文化機関 (U N E S C O)	5 7
1	教育上の差別待遇反対に関する条約	5 7

表 1 人口、出生率、死亡率、乳児死亡率

	人 口 (1,000人)			出 生 率		死 亡 率		乳 児 死 亡 率	
	調 査 年	男	女	調査年		調査年		調査年	
アルゼンチン	1967推 計	11,616	11,415	1967	* 225	1967	88	1967	* 58.3
オーストラリア	1) 1965推 計	5,710	5,624	1) 1967	184	1967	87	1966	18.2
ベルギー	2) "	4,645	4,819	1967	152	1967	122	1967	* 23.7
カナダ	2) 1966センサス	10,054	9,961	1967	180	1967	73	1966	23.1
チリ	1965推 計	4,206	4,378	1967	289	1967	95	1966	127.5
中 国	3) 1966推 計	6,588	6,223	2) 1967	285	1967	55	1966	20.2
デンマーク	2) 1965推 計	2,359	2,399	1966	184	1967	99	1966	16.9
フィンランド	2) "	2,226	2,385	3) 1967	165	1967	94	1967	* 14.2
フランス	2) "	23,895	25,024	1967	169	1967	109	1967	* 17.1
西ドイツ	2) "	28,032	30,980	1967	173	1967	112	1966	23.5
ハンガリー	1966推 計	4,920	5,259	1967	146	1967	107	1966	38.4
インド	4) 1961センサス	22,606	21,271	4) 1964	208	1964	82	1964	72.8
イタリー	2) 1965推 計	25,816	26,870	1967	181	1967	97	1966	34.3
日 本	1968推 計	49,803	51,605	1967	194	1967	68	1966	5) * 19.3
韓 国	1967推 計	14,966	14,818	1960	44.7	1960	160		—
オランダ	2) 1966推 計	6,220	6,236	6) 1967	189	1967	79	1966	14.7
ニュージーランド	3) 1966センサス	1,344	1,333	1967	224	1967	84	1967	18.0
ノルウエイ	2) 1965推 計	1,855	1,868	1967	180	3) 1967	92	1965	16.8
フィリピン	1967推 計	17,480	17,176	1967	* 220	1967	* 65	1966	72.0
ポーランド	5) 1966推 計	15,395	16,303	1967	163	1967	77	1967	* 38.0
ス イ ス	2) "	2,882	3,035	1967	177	1967	90	1965	17.8
スウェーデン	2) "	3,901	3,907	1967	154	1967	101	1966	12.6
タ イ	1960センサス	13,154	13,104	1965	364	1965	71	1966	31.2
アラブ連合	6) "	13,068	12,916	1967	* 39.3	1967	* 14.3	1967	* 83.2
ソ 連	1961推 計	97,840	118,261	1967	175	1967	76	1967	26.0
英 国	1966推 計	26,802	28,142	1967	175	1967	112	1967	18.8
米 国	2) 1967推 計	97,945	101,173	1967	179	1967	94	1967	* 22.1
ユーゴスラヴィア	2) 1965推 計	9,546	9,961	1967	195	1967	87	1966	61.3
1) 純血原住民をのぞく 2) 常 住 人 口 3) 軍人および外国人をのぞく 4) カシミール、ジャム、ゴア、ダ マンおよびシウをふくみ、北東 部辺境地をのぞく 5) 一般外国人をのぞき、一時的在 外一般国民をふくむ 6) 辺境地域をのぞく				1) 純血原住民をのぞく 2) 軍人、外国人をのぞく 3) 一時的在外国民をふくむ 4) 登録地域のみ 5) 国内の日本人のみ 6) 在外国民をふくむ * 概 数					

表 2 平均寿命、婚姻率、離婚率

	平均寿命 (才)			婚姻率		離婚率	
	調査年	男	女	調査年		調査年	
アルゼンチン	60~65	63.70	62.50	1967	* 6.9		—
オーストラリア 1)	60~62	67.92	74.18	1967	8.5	1966	0.85
ベルギー	50~63	67.73	73.51	1967	7.0	1965	2) * 0.59
カナダ	60~62	63.35	74.17	1967	8.0	1966	0.51
チリ	52	42.84	53.89	1967	7.3		—
中国	59~60	61.33	65.60	1967	7.4	1966	0.38
デンマーク	64~65	70.20	74.70	1966	8.6	1966	1.40
フィンランド	56~60	64.90	71.57	1967	8.8	1966	3) 1.04
フランス	65	67.80	75.00	1967	6.9	1965	0.71
西ドイツ	*64~65	67.59	73.45	1967	8.0	1966	0.98
ハンガリー	64	67.00	71.83	1967	8.4	1966	2.03
インド	51~60	41.89	40.55		—		—
イタリー	60~62	67.24	72.27	1967	7.3		—
日本	67	68.91	74.15	1967	9.5	1966	* 0.80
韓国	55~60	51.12	53.73		—	1961	0.50
オランダ	61~65	71.10	75.90	1967	9.1	1966	0.55
ニュージーランド	60~62	68.44	73.75	1967	8.6	1966	0.77
ノールウェイ	61~65	71.03	75.97	1967	7.3	1966	0.71
フィリピン	46~49	43.81	53.36	1967	* 5.4		—
ポーランド	60~61	64.89	70.50	1967	7.5	1966	0.77
スイス	58~63	68.72	74.13	1967	7.5	1965	0.84
スウェーデン	61~65	71.60	75.70	1967	7.4	1966	1.32
タイ	60	53.60	58.70	1960	1.7	1965	0.17
アラブ連合	60	51.60	53.80	1967	* 7.3	1966	* 2.16
メキシコ	65~66	66.00	74.00	1967	9.0	1966	2.80
英国 4)	63~65	68.30	74.40	1967	8.0	1965	0.78
米国	66	66.70	73.80	1967	9.7	1966	* 2.52
ユーゴスラヴィア	61~62	62.41	65.53	1967	8.5	1966	* 1.12

- 1) 純血原住民をのぞく。
- 2) 外国軍隊をふくむ。
- 3) 一時的在外国民をふくむ。
- 4) 「平均寿命」と「離婚率」はイングランドのみ

☆ 概 数

注：「婚姻率」および「離婚率」は人口1,000に対する1カ年間の婚姻数および離婚数である。
婚姻数はその国の手続にもとづく正式の婚姻数で、離婚数は離婚判決数または届出数である。

国際統計要覧 68—総 理 府

表 8 在 学 率

国 名	調査年	男				女			
		計	5～14才	15～19	20～24	計	5～14才	15～19	20～24
オーストラリア	1961	62.8	96.4	28.4	3.7	61.6	96.4	24.0	1.2
カナダ	61	67.1	85.5	61.2	11.3	64.1	85.6	55.7	4.6
チリ	60	47.7	64.6	36.2	8.4	45.1	62.3	32.9	7.0
フランス	62	a) 52.6	b) 98.5	46.4	2.8	a) 56.0	b) 98.5	52.8	8.1
ガーナ	60	c) 37.7	d) 48.6	36.0	3.3	c) 18.9	d) 29.8	11.8	0.6
ハンガリー	60	c) 52.0	d) 90.0	17.5	2.7	c) 50.6	d) 90.1	18.9	1.7
インドネシア	61	32.8	45.1	23.2	6.1	25.9	39.9	11.5	1.6
日本	60	c) 63.9	d) 95.1	48.2	10.3	c) 59.7	d) 95.0	22.6	2.1
オランダ	60	64.8	96.6	34.8	7.5	60.8	95.8	24.6	2.6
ノールウェイ	60	e) 25.0	f) 17.2	36.6	15.2	e) 21.1	f) 18.2	23.9	6.7
パキスタン	61	18.3	23.3	15.1	3.5	7.5	11.2	2.5	0.4
フィリピン	60	c) 37.0	d) 48.5	29.6	11.6	c) 35.1	d) 49.7	24.6	8.9
ポーランド	60	g) 70.0	h) 98.1	j) 70.6	j) 16.7	g) 62.9	h) 98.1	i) 60.0	j) 10.8
スイス	60	c) 52.0	b) 88.2	29.6	8.6	c) 50.3	d) 88.2	28.5	2.9
米国	60	78.4	89.9	71.6	19.5	70.0	90.0	67.3	2.9

a) 11～24才 b) 11～14才 c) 6～24才 d) 6～14才 e) 13～24才 f) 13～14才 g) 7～24才
h) 7～13才 i) 14～17才 j) 18～24才

「在学率」とは5才～24才までの各年齢階級における人口100に対する在学者数の割合

表 4 文 盲 率

国 名	調 査 年	総 数	男	女	国 名	調 査 年	総 数	男	女
アルゼンチン ¹⁾	1960	86	75	97	イ タ リ ー ³⁾	1961	84	66	101
ベ ル ギ ー	47	23	32	34	日 本	60	22	10	33
ブ ラ ジ ル ²⁾	50	505	451	557	リ ベ リ ア	62	911	861	958
カ ン ナ ダ	53	669	378	291	パ ラ グ ア イ	62	257	189	321
セ イ ロ ン	53	323	195	478	ペ ル ー ⁴⁾	61	399	262	529
チ リ	60	164	151	176	フ イ ル ビ ン	60	281	258	305
中 国	58	461	209	625	ポ ー ラ ン ド ¹⁾	60	47	29	62
コ ロ ン ビ ア ²⁾	51	377	350	402	韓 国	60	284	166	417
フ ラ ン ス ¹⁾	46	84	32	36	ル ー マ ニ ア	56	114	61	163
ハ ン ガ リ ー	60	31	25	36	タ イ	60	323	207	439
イ ン ド	61	722	586	368	ソ 連 ⁶⁾	59	15	07	22
イ ン ド ネ シ ア	61	571	428	704	ア ラ ブ 連 合 国 ¹⁾	60	737	585	876
イ ラ ン	56	872	802	945	米 国 ¹⁾	59	22	25	18
イ ラ ク	57	854	758	947	ウ ル グ ア イ	63	97	99	95
イ ス ラ エ ル ¹⁾	61	158	95	223	ユ ー ゴ ス ラ ヴ ィ ア ⁶⁾	61	187	99	283

1) 14才以上 2) 原住民をのぞく 3) 6才以上 4) 原住民をのぞく 5) 17才以上 6) 9〜49才 7) アラスカ、ハワイを除く。
8) 10才以上

文盲とは読むまた書く能力がないもので、半文盲（読むことができるが、書くことができないもの）に文盲人口にふくまれる。文盲率とは15才以上人口100に対する文盲人口の割合である。

国際統計要覧/68—総 理 府

表 5 女子労働力人口と雇用者数

国 名		オーストラリア	カナダ*	フランス	西ドイツ	イタリー*	日 本	フィリピン*	スウェーデン	英 国	米 国*
調査年		1966	1966	1966	1967	1967	1965	1965	1965	1966	1967
産 業	女子の割合										
	労働力人口 雇 用 者	295 307	308 327	334 315	353 333	267 250	339 316	339 342	336 350	357 362	352 360
産 業 計	労働力人口	1,434,641	2,427,000	6,585,230	9,555,000	5,287,000	18,784,867	3,900,000	1,159,506	8,862,650	28,359,000
	雇 用 者	1,241,442	2,190,000	4,446,140	7,218,000	3,201,000	9,133,342	1,258,000	1,027,910	8,108,640	25,933,000
農林・狩猟・漁業	労働力人口	75,309	74,000	1,278,020	1,433,000	1,401,000	6,033,639	1,239,000	92,518	118,000	719,000
	雇 用 者	24,274	12,000	106,440	96,000	407,000	141,116	218,000	18,162	64,520	256,000
鉱 業・採石業	労働力人口	2,316	—	10,040	24,000	1) 12,000	36,904	—	1,507	19,690	40,000
	雇 用 者	2,193	—	8,640	22,000	1) 12,000	32,227	—	1,498	19,360	38,000
製 造 業	労働力人口	3,235,438	3,810,000	1,683,040	2,964,000	1,576,000	4,006,645	651,000	260,194	2,704,180	5,941,000
	雇 用 者	3,089,552	3,760,000	1,501,750	2,762,000	1,291,000	3,237,202	218,000	250,913	2,593,660	5,885,000
建 設 業	労働力人口	15,051	22,000	90,420	113,000	20,000	397,900	5,000	12,222	102,080	230,000
	雇 用 者	11,253	17,000	50,000	82,000	17,000	356,752	5,000	12,486	91,850	103,000
電気・ガス・水道 衛生業	労働力人口	7,121	11,000	24,220	28,000		25,099	1,000	3,467	53,510	141,000
	雇 用 者	7,030	11,000	24,120	27,000		25,429	1,000	3,459	52,710	132,000
商 業	労働力人口	3,789,225	5,730,000	1,117,090	2,021,000	934,000	4,354,230	639,000	257,434	2,000,650	7,630,000
	雇 用 者	3,278,73	5,220,000	763,620	1,593,000	341,000	2,495,163	130,000	233,272	1,750,390	6,882,000
運輸・倉庫・通信業	労働力人口	434,53	37,000	201,350	245,000	69,000	403,877	13,000	46,919	268,780	826,000
	雇 用 者	443,35	36,000	195,490	230,000	66,000	386,178	9,000	45,938	257,980	804,000
サ ー ビ ス 業	労働力人口	531,826	1,188,000	2,170,040	2,724,000	1,158,000	3,309,845	785,000	481,012	3,516,060	12,597,000
	雇 用 者	488,086	1,101,000	1,795,030	2,406,000	1,067,000	2,454,888	678,000	464,068	3,253,530	11,703,000
分類不能の産業	労働力人口	51,792					10,556	2,000	3,183	79,750	
	雇 用 者	26,937					4,387	—	3,114	24,640	
失 業			66,000	96,040			205,414	516,000			
			—	—			—	—			
新規求職者			14,000			117,000					247,000
			—			—					—
軍 隊											35,000
											35,000

1) 電気、ガス、水道、衛生業を含む
* 概 数

Yearbook of Labor Statistics ILO

表 6 従業上の地位別女子就業者構成比

国	名	調 査 年	雇 用 者	自 営 業 主	家族従業者
オーストラリア	ア	1966	86.5	9.0	2.3
カナダ	ダ	1967	90.1	4.9	4.4
フランス	ン	1962	67.5	12.3	18.7
西ドイツ	イ	1967	75.5	6.3	18.2
イタリア	リ	1967	60.5	15.8	21.4
日本	本	1965	48.6	12.0	38.2
フィンランド	ン	1965	32.3	25.1	29.4
スウェーデン	ン	1965	88.7	3.4	7.9
英国	国	1966	91.5	4.0	1.5
米国	国	1966	89.8	5.8	3.3

地位不詳を含まないで、地位計は100としない。

Yearbook of Labor Statistics - ILO

表 7 年令階級・配偶

国 名	オーストラリア		カナダ	デンマーク	フランス	日 本	
調査年	1966		1966	1967	1964	1958	
配偶関係	全女子	有配偶	全女子	有配偶	全女子	全女子	
計	35.2%	26.2%	34.4%	45%		50.7%	
15～19才	62.2	29.4	23.1	37	43.2%	38.1	
20～24	58.9	37.0	58.4	48	60.5	70.1	
25～29	34.5	26.0	35.6	46	46.4	48.0	
30～34	32.0	26.8			43.6	49.6	
35～39	35.8	31.4	37.2	53	42.2	58.5	
40～44	38.2	33.7			45.2	62.1	
45～49	37.0	31.6	40.1	54	45.6		
50～54	32.7	26.6			48.3		
55～59	27.2	20.0	29.1	36	44.5	45.1	
60～64	16.5	11.1			34.5		
65～69	3 4.9	3 3.8	3 5.9	3 10	16.7	3 18.9	
70～74					11.0		
75～					3.6		

1. 14才以上 2. 14～19才 3. 65才以上 4. 70才以上 5. 死別、別居、その他を含む。

オーストラリア: Women in the Work Force 46-Dept. of Labor

カナダ: Women in the Labor Force - Women's Bureau,

デンマーク: OECD Seminar Report 1968 by Svend Voguberg

フランス: by Jeannette Laot

日本: 労働力調査 - 総理府

スウェーデン: Yearbook of Labor Statistics - ILO

英国: Women Workers 1965 - Trade Union Congress

米国: Handbook on Women Workers 1965 - Women's

関係別女子労働力率

日 本 (非農林女子の雇用率)		スウェーデン	英 国	米 国				
1968		1965	1963	1964.3				1965
全女子	有配偶	全女子	全女子	全女子	有配偶 (夫と同居)	未婚	その他	全女子
25.8%	16.9%		38.7%	134.8%	134.4%	140.9%	138.7%	1 37.3%
33.0	33.3	40.8%	71.5	241.7	231.1	223.5	228.7	6 15.7
57.4	24.1	56.2	62.2	40.3	36.6	74.0	50.3	7 47.7
26.5	16.3	44.5	38.4	29.7	28.8	87.6	67.0	38.2
20.2	16.3				32.3	86.3	54.2	
24.4	20.6	46.5	45.4	33.5	39.4	83.0	63.7	46.8
24.1	19.7							
		45.8	47.0	36.3	44.8	75.0	70.2	50.3
11.7	8.9	39.5	39.7	33.8	31.3	67.0	53.1	41.4
		27.0	21.3					
3 2.3	3 2.5	3 5.1	3 4.8	3 31.3	12.2	37.0	21.9	3 10.5
					4 3.5	4 9.2	4 6.3	

and National Service
Canada Dept. of Labor

Bureau U. S. Dept. of Labor

第 8 職 種 別 女 子

国 名	オースト ラ リ ア	カナダ	コロ ン ビ ア	フランス	ガーナ	西ドイツ	イスラ エ ル	
調 査 年	1936	1968	1964	1962	1960	1961	1967	
職 種								
雇用者中に占める女子の 割合	30.7	32.7	25.1	31.8	7.8	33.5	28.2	
専門職・技術的従事者お よび関連従事者	44.0	44.8	54.3	42.7	10.4	35.3	46.9	
行政的・執行および 管理的従事者	9.3	12.6	12.4	22.5	3.1	12.7	87.8	
書記的従事者	59.0	67.5	36.3	65.5	7.3	54.9		
販 売 従 事 者	48.1	36.3	31.4	48.1	23.8	63.6	36.7	
農夫・漁夫・猟師・伐木 夫および関連従事者	12.0	—	2.7	10.9	5.5	25.9	10.0	
採鉱・採石従事者 および関連従事者	—	—	4.5	0.4	3.0	0.3	—	
運輸・通信従事者	18.0	10.4	1.3	5.5	3.4	7.9	5.1	
技能工・生産工程労働者 および他に分類不能の単 純労働者	13.8	12.6	12.9	20.7	3.4	22.0	15.7	
サービス・スポーツおよび レクリエーション従事者	62.1	57.0	76.5	73.0	14.5	63.9	46.9	
分類不能の職業の従事者	02.5	—	15.0	35.4	—	8.6	10.7	
軍 隊	4.8	—	—	3.2	—		—	

Yearbook of Labor Statistics - ILO

雇 用 者 の 割 合

	イタリー	日 本	韓 国	ニュージ ーランド	ノールウ エ イ	フィリ ピ ン	スウェー デ ン	タ イ	英 国	米 国
	1965	1965	1967	1966	1960	1965	1965	1960	1966	1967
	25.5	32.5	24.4	29.9	26.7	34.2	35.1	26.6	36.2	35.5
	42.8	37.1	20.5	47.8	39.8	55.8	40.7	34.1	39.6	39.0
}	34.1	1.2	—	6.8	6.1	5.3	9.4	5.3	7.5	14.5
		42.4	12.0	57.7	59.3	25.7	71.4	13.2	66.8	72.0
	29.4	37.7	33.6	40.5	54.3	48.0	52.1	21.8	50.5	41.8
	28.6	21.1	26.9	13.5	2.5	27.7	8.3	34.9	10.3	15.9
	1.1	5.1	6.8	—	—	—	0.3	12.1	0.1	} 17.0
	1.5	12.8	3.6	12.7	9.6	—	19.3	2.8	11.2	
	19.4	26.0	23.2	14.3	11.4	21.4	15.2	27.3	20.4	
	69.4	56.3	48.0	62.9	72.5	63.1	75.1	38.5	73.7	63.6
	17.6	10.4	22.2	23.1	—	—	29.8	3.0	42.9	—
	—	—	—	5.9	—	—	0.2	—	4.9	1.0

表 9 年令階級別女

国 名	オーストラリア	カナダ	フランス	西ドイツ	イタリー
調査年 年令階級	1965	1968	1964	1961	1961
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
～15才	—	—	0.6	1.5	3.2
15～19	22.2	¹ 14.7	12.1	14.1	14.5
20～24	17.1	19.2	10.6	17.0	16.2
25～29	8.7	² 18.3	9.5	9.7	11.4
30～34	35.2	³ 19.0	36.1	35.3	⁵ 36.8
35～39	7.2	⁴ 17.6	10.0	8.6	⁶ 7.4
40～44	5.1	9.2	9.4	6.7	4.6
45～49		9.2			
50～54	2.5		6.6	3.8	3.1
55～59					
60～64	2.0	1.9	5.3	3.1	2.8

1. 14～19 2. 25～34 3. 35～44 4. 45～54 5. 30～44

11. 45～54 12. 30～34 13. 35～39 14. 40～54 15. 55～64

Yearbook of Labor Statistics - ILO

カナダ: Women in the Labor Force - Women's Bureau Dept.

フランス: OECD Seminar Report 1968 by Jeannette Laot

米 国: Handbook on Women Workers - Women's Bureau,

日本非農林雇用者: 労働力調査 - 総理府

女子労働者の平均年令: カナダ37.2才(1968) 米国40才-中位数(1968)

子労働力の構成比

日 本	フィリピン	スウェーデン	英 国	米 国	日本非農林 雇 用 者
1965	1960	1965	1966	1965	1968
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
—	7.5	—	—	—	—
10.6	18.7	10.7	15.2	7 4.1	16.9
16.6	16.2	14.5	}	8 17.8	26.7
10.3	11.8	9.0		9 16.5	11.5
41.4	32.4	39.2		10 22.3	12 8.3
7.6	4.6	10.3		11 21.6	13 9.5
5.5	3.1	8.7		} 13.8	14 21.4
3.6	2.3	5.3			15 4.7
3.3	3.5	2.4	3.0	3.9	0.9

6 45~54 7 14~17 8 18~24 9 25~34 10 35~44

of Labor

U.S. Dept. of Labor

日本280才(1968)

表 1 0 配偶関係別女子労働力の構成比

	オーストラリア	カナダ	フランス	日本 ¹	英国	米国
調査年	1966	1968	1962	1968	1965	1967 3月
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
未婚	46.2	36	33.2	50.5	28.2	21.5
有配偶	46.8	55	53.2	39.1	62.6	63.5
有夫	43.2					57.8
別居	3.4					5.7
死別	5.0	} 9	10.1	} 10.4	5.9	9.0
離別	2.2		3.5		3.3	6.0

1. 非農林業女子雇用者

オーストラリア: Women in the Work Force 1966-Dept. of Labor and National Service

カナダ: Women in the Labor Force 1969-Women's Bureau, Canada Dept. of Labor

フランス: Etudes et Conjoncture -Dec. 1964, published by I.N.S.E.E.

日本: 労働力調査-総理府

英国: Survey of Women's Employment-Ministry of Labor, 1968

米国: Background Facts on Women Workers in the U.S.A. 1968-U.S. Dept. of Labor

表 1.1 男女賃金格差 (男子=100)

国 名	調査年	単 位	女子賃金の割合
オーストラリア	1957	時 間	72.4
ベ ル ギ ー	1966	日	62.5
デ ン マ ー ク	1967	時 間	73.0
フ ラ ン ス	1967	時 間	82.5
ニュージーランド	1967	週	67.1
西 ド イ ツ	1967	時 間	63.8
ス イ ス	1967	週	59.4
英 国	1967	時 間	60.5
米 国 ¹	1954	年	59.6
日 本 ²	1968	月	43.1

Yearbook of Labor Statistics-ILO

米国、日本以外は非農業部門の賃金

1 年間フルタイムで働く男女の年間収入の中位数の比較

Handbook on women workers 1965

2 規模30人以上の全産業平均月間給与総額の比較

毎月勤労統計調査-労働省

図1 年令階級別女子労働力率

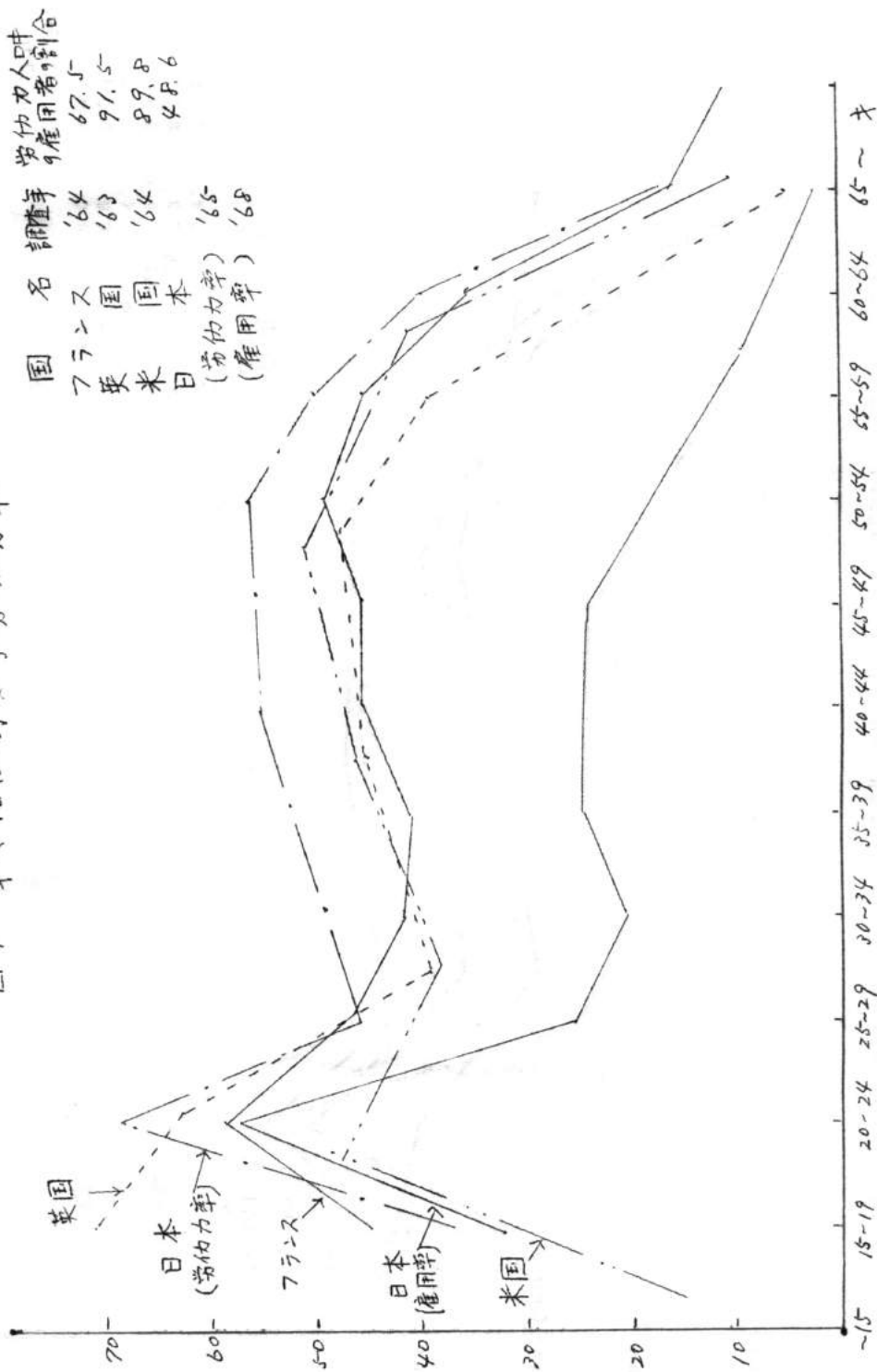


図2. 婦人労働者中に占める有配偶者の割合

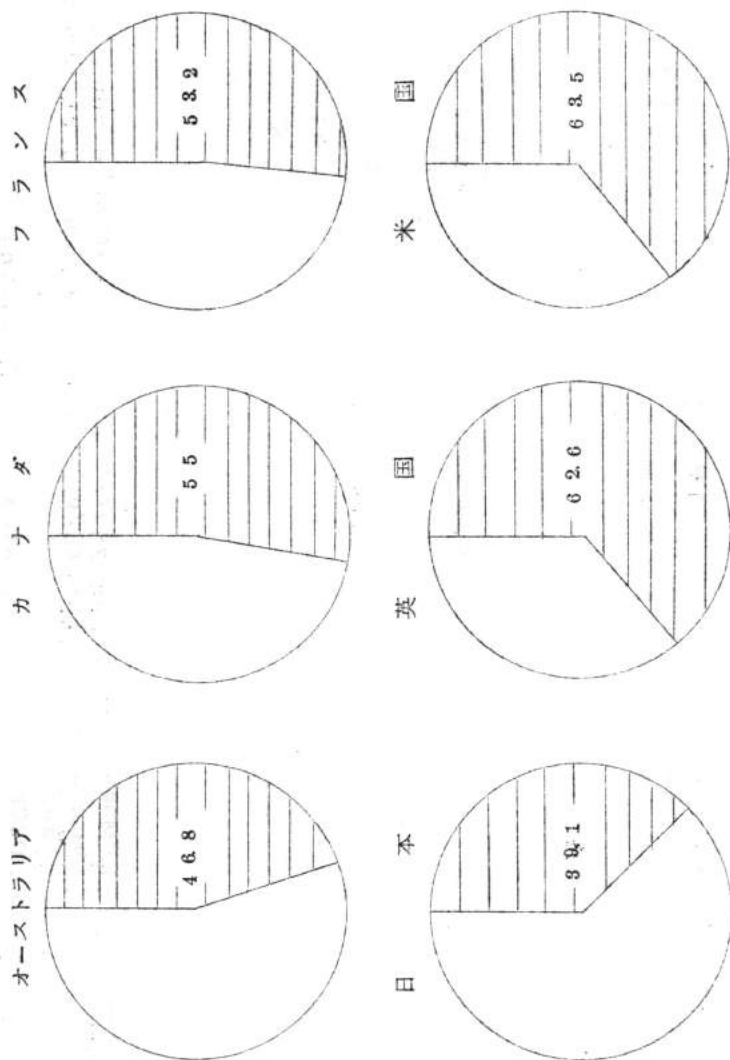
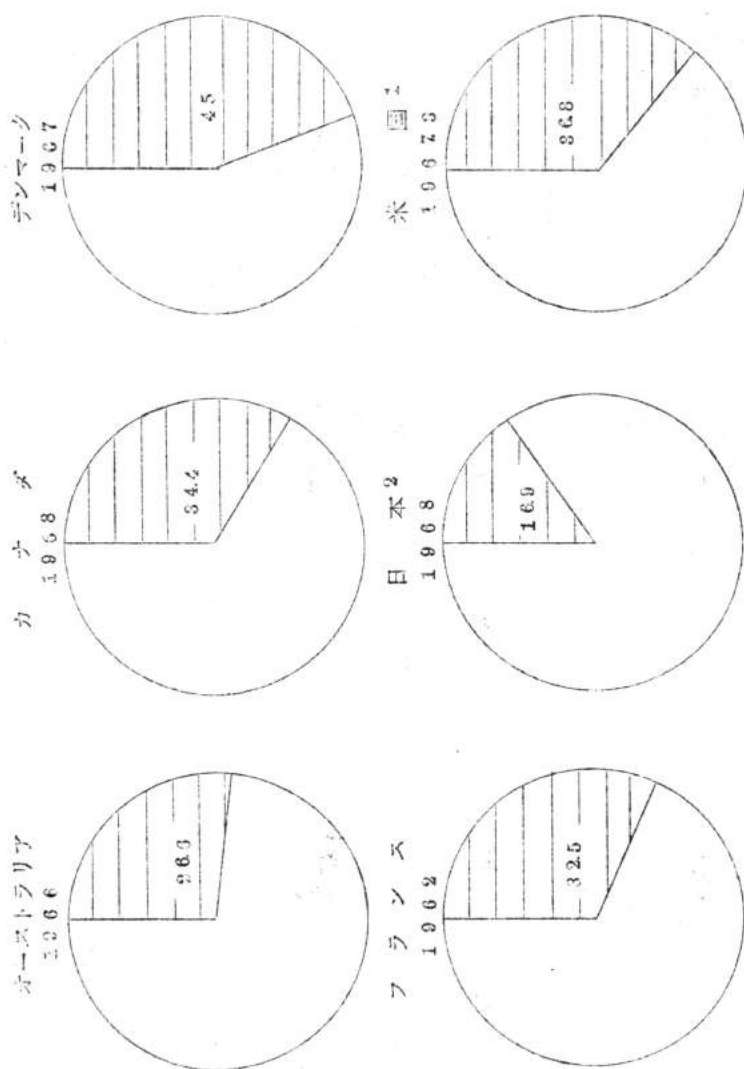


図 2. 女子有配偶者中働いているものの割合



オーストラリア: Women in the Work Force '66 - Dept. of Labor and National Service
 カナダ: Women in the Labor Force, 1969 - Women's Bureau, Canada Dept. of Labor

デンマーク: OECD Seminar Report, 1968 by Svend Voguberg

フランス: Needs and aspirations of married women workers in France by Andrée Michel, IIR Vol. 94, No. 1, July 1966

日本: 労働力調査 - 総理府

米 国: Background Facts on Women Workers in the U.S.A. - U.S. Dept. of Labor

1. 夫と同居

2. 非農林雇用者

法 律 · 条 約

1. 参政權獲得狀況 (1 9 6 8 年 1 1 月) 「 I 」

A 婦人に男子と平等の権利を与えている国 (120カ国)

ダ ド アル	ン ラ グ	ラ ジ エ	オ ニ ニ ナ ノ バ バ バ ベ フ ボ ル セ シ ソ 南 ス ス タ ト チ ト ウ ウ ソ ア 連 合 上 ウ グ ウ 西 ザ	ユ カ ジ ー キ ラ イ ー ワ ネ ラ マ ア ベ ー ウ リ ニ ユ ガ ク イ ラ 合 衆 ヴ ル エ イ ー ゴ ン	ン ラ ウ ス ナ グ ル リ マ ン ガ レ ボ リ イ ダ ー ド ジ ン ト 連 連 (イ (ア ム ア エ ナ ラ ビ	邦 ナ ヤ ラ ア ナ イ ス ー ド ア ン ク ド ル ー コ ー ス カ 本 ヤ 国 ス ン ト ア グ ル イ ア ド リ タ ア コ ア コ ル	連 シ マ テ ラ リ ン シ ン エ コ イ 民 ノ ー リ ブ カ ウ シ アイ ラン ニ シ リ ッ ー	ッ ー ニ ヤ テ ユ ラ ガ ラ ネ ラ ラ リ マ ニ オ バ ン ベ セ ガ ラ イ ブ ル タ シ ナ ゴ ロ バ	イ リ テ イ ン ン イ ン イ ス タ ヴォ キ 韓 バ ン ベ ク ダ レ イ ブ ー キ ン ロ バ	ド ガ ギ ガ ギ ガ ハ ホ ハ ア イ イ イ イ ア イ ア イ ア ジ 日 ケ 太 ラ レ リ リ ル マ マ マ マ マ マ モ メ モ モ ネ	ン ア ン ア ス ー ア ナ ル ア マ イ ア ン ダ カ ン ド リ 国 ア (カ バ ス ア メ ク 国 ル ア ド ス ン ア	ス ニ リ リ ド ギ イ ワ ジ リ デ シ イ ー リ ロ ヤ ビ グ 共 和 一 共 ド ア ビ ン ン ビ	ガ ジ ン ト バ ヴ ガ ル ン ロ ボ ル ナ ア イ ヤ ン (タ 主 。一 グ 共 和 ド ア ラ ン ビ	フ ル ゼ ス ス ル リ ツ ラ ル ロ ン メ 央 イ ロ ゴ ゴ ス ユ ブ コ ス ン ミ ク ル テ イ ラ ン	ア ア ア オ オ バ ベ ボ ボ ブ ブ ビ 白 カ カ カ 中 セ チ 中 コ コ コ コ キ キ チ ダ デ ド エ エ フ フ ガ ガ
--------------	-------------	-------------	--	--	---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	--

B 婦人の選挙権および（又は）被選挙権について男子にはない資格制限を設けている国（8カ国）

ポルトガル：婦人は教育及び納税資格制限つきで全選挙に選挙権、被選挙権を有する。この制限は男子には適用されない。但し男子と同じ教育及び納税資格を有し、かつ世帯主たる女子は選挙権を有する。

サンマリノ：婦人は選挙権を有するが被選挙権はない。

シリア：教育資格制限つきで全選挙に選挙権を有する。
この制限は男子にはない。

C 婦人が選挙権、被選挙権とも有しない国（7カ国）

ヨルダン	サウディ・アラビア 5)
クエート	スイス（バーゼル、ベルン、グリソン、ジュネーブ、ニューシャテルおよびヴォー州を除く）6)
リーヒテンシュタイン	
ナイジェリア（北部地方）4)	イエメン 5)

資料出所 国連（国連資料A／6807）

- （注）1）ここにあげられた国は国連、国連専門機関、国際司法裁判所の加盟国である。
- 2）北部ナイジェリアでは、婦人は選挙権、被選挙権を有しない。（C表参照）
- 3）婦人が選挙を行なうについては法律上の制限はないが、サモアの慣習では、“マタイ”（しゅう長の類）という肩書きが主な選挙資格となっている。
- 4）北部地方のサラドナ地区（もと国連統治下の信託統治地域の一部であった北カメルーン）では、独立前、国連の保護下に行なわれた1961年の国民投票を行なった。東部および西部では、婦人は選挙権、被選挙権を有する。（A表参照）
- 5）男女ともに選挙権がない。
- 6）スイスの婦人は、連邦議会選挙に選挙権、被選挙権を有しない。バーゼル、ベルン、グリソン、ジュネーブ、ニューシャテル、

グオー各州以外では、州議会選挙に選挙権、被選挙権を有しない。
連邦内の若干の自治体において婦人は選挙権、被選挙権を有する。

2. 参政権獲得状況 [Ⅱ]

1 婦人参政権の歴史的発展経過

婦人参政権に関する国連の資料にもとづき、各国の婦人参政権獲得年代別に124カ国を、次のように分類してみた。参政権獲得の年は、婦人が国会選挙あるいはすべての選挙に男子と同等の(ただし、若干例における年齢制限を除き)参政権を得た年とした。ここに用いた年代区分は、2つの世界大戦の影響がみられるような区分とした。

婦人が国会選挙に参政権を与えられている国

<aグループ> 6カ国 全体の5%

1893～1916(明治26～大正5)第1次世界大戦終了まで

1893 ニュージーランド

1902 オーストラリア

1906 フィンランド

1913 ノルウェー

1915 デンマーク、アイスランド

<bグループ> 15カ国 12%

1917～1920(大正6～大正9)第1次大戦直後

1917 白ロシア、ウクライナ共和国、ソ連

1918 カナダ、アイルランド、ルクセンブルグ、英国

1919 オーストリア、チェコスロバキア、ドイツ、オランダ、ポーランド、スウェーデン

1920 ハンガリー、米国

<cグループ> 14カ国 11%

1921～1944(大正10～昭和19)第2次大戦終了まで

1924 モンゴリア

1929 エクアドル

1930 南アフリカ共和国

- 1931 セイロン、スペイン
- 1932 ブラジル、タイ、ウルグアイ
- 1934 キューバ、トルコ
- 1935 ビルマ
- 1937 フィリピン
- 1942 ドミニカ共和国
- 1944 ジャマイカ

<dグループ> 21カ国 17%

1945～1950（昭和20～25）第2次大戦直後

- 1945 インドネシア、イタリア、日本
- 1946 アルバニア、エルサルバドル、フランス、リベリア、パナマ、ルーマニア、トリニダード・トバゴ、ユーゴスラビア
- 1947 アルゼンチン、ブルガリア、中国、ベネズエラ、マルタ
- 1948 ベルギー、イスラエル、韓国
- 1949 チリ、コスタリカ、インド

<eグループ> 57カ国 46%

1951～1967（昭和26～42）最近の15年間

- 1951 ネパール
- 1952 ボリビア、ギリシャ
- 1953 レバノン、メキシコ
- 1954 コロンビア
- 1955 エチオピア、ガーナ、ニカラグア、ペルー、ホンジュラス
- 1956 カンボジア、カメルーン東部、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ（ブラザビル）、ダホメ、ガボン、ギニア、アイボリー・コースト、ラオス、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、パキスタン、ベトナム共和国、セネガル、トーゴ、アラブ連合、上ボルタ
- 1957 ハイチ、マレーシア
- 1958 アルジェリア、ソマリア
- 1959 キプロス、モロッコ、チュニジア

1961 ブルンジ、カメルーン西部、ガンビア、パラグアイ、ルワンダ、
シエラレオネ、西サモア

1962 モナコ、ウガンダ

1963 ケニア、リビア

1964 アフガニスタン、イラン、イラク、マラウイ、タンザニア連合、
ザンビア

1965 スーダン

1966 ガイアナ

< f グループ > 3カ国 2%

婦人の選挙権および（または）被選挙権について、男子にはない資格制限
をもうけている国

ボルトガル、サンマリノ、シリア

< g グループ > 8カ国 7%

婦人が1967年までに選挙権を有しない、また被選挙権を有しない国コ
ンゴ、ヨルダン、クエート、リヒテンシュタイン、ナイジェリア北部、サウ
ジアラビア、スイス、イエーメン

以上の分類から次のようなことがみられる。

1 婦人参政権は、この75年間に、始めは緩やかに、次に徐々に、そして
最近20年間に新興国の独立運動と共に、非常な勢いで伸長した。

2 2つの世界大戦の直後の数年間に、多くの間で、改革がみられた。

3 124カ国中の113カ国（91%）が、1967年までに基本的な政
治的権利を得ており、婦人参政権は、すでに一般的に受け入れられてい
るとみられる。

4 78カ国（約70%、グループd、c、e）では、現在の婦人有権者は、
参政権をもつ最初の世代で、母親は参政権をもたなかった。

5 約1割の国々では、婦人はまだ基本的な政治的権利をもたない。

6 約2割の国々では（グループaとc）すでに3代目の婦人有権者が生ま
れている。

2 婦人の公職就任状況

上記の国々のうち、53%にあたる66カ国が、「婦人参政権条約」の原則

実施に関する情報として、婦人が国会に選出されているか否か、または行政・司法・外交上の高い地位（閣僚、省、(局)の長大使、国連総合や専門機関の代表等）に任命されているか否かについて、国連に報告しているので、その国連の資料をもとにして、右の就任状況を別表にまとめてみた。この表は、たとえば、国会議員については、aグループでは情報を提出した5カ国の全部の国々で選出されていることを示す。

各国からの報告の基準が一定でないため、表の数字は、極めて大ざっぱなものである点に注意を要するのであるが、このことを念頭におくとしても、この表から次のような点がみられます。

1. 少なくともここにあげられた公職については、最も長い参政権の歴史をもつ国々でさえも、これらの公職のすべてに婦人がついているとはかぎらない。一方婦人有権者が一世代目であるような多くの国々においても、婦人は多くの重要な公職についている。政治的権利行使の障害となる要因は、単に参政権の新しさだけではないことが明らかである。
2. しかし、参政権の歴史の長さとは婦人が責任ある地位につくことの間には、何らかの関係があることがみられる。しかしまた、この関係がどの程度偶然的な事情によるものであるか、また、この2つの現象が、国の経済・社会構造、歴史と文化等の他の要因によって、どの程度影響されているかは明らかではない。
3. 婦人の公職就任の頻度は、公職の種類によって差がみられる。

即ち、婦人が参政権をもつ国の大多数で、婦人は国会に選出されているが、その他の公職については、婦人の就任を報告した国はかなり少ない（「行政上のその他の公職」についていると報告した国がかなり多かったのは、国によって解釈が異なったためとも考えられる。）婦人の閣僚をあげた国は、婦人が国会に議席をもっている国の約半数であることは興味深い。この点でも、婦人参政権の歴史の最も長い国々とかなり明らかな相異を示している。

婦人は、最高裁判所の判事や大使に任命されるより、閣僚や国連総会の代表に任命されることが多いようである。

婦 人 の 公 職 就 任 状 況

	計	参政権獲得年代別グループ					
		a	b	c	d	e	f-g
報告を提出した国の数	66	5	14	7	13	24	3
グループ別国数に対する報告を提出した国の割合	53%	83%	93%	50%	62%	42%	27%
公職の種類							
(立法, 行政)							
1. 国会議員	90%	100%	100%	100%	100%	75%	70%
2. 大 臣	50	100	80	30	30	40	0
3. 次 官	15	0	40	15	25	0	0
4. 省(局)の長	40	20	60	30	75	30	0
5. その他の高職	75	60	100	85	85	50	70
(司 法)							
6. 最高裁判事	25	80	50	15	30	5	0
7. 他の裁判所の判事	55	40	80	60	90	30	0
8. その他の高職	40	40	70	30	55	25	35
(外 交)							
9. 大 使	25	60	45	15	30	10	0
10. その他の高職	30	60	30	30	40	15	50
11. 国連総会代表	55	100	55	45	40	50	100
12. 専門諸機関代表	30	80	50	45	30	10	0
13. その他	25	40	30	30	25	15	0
平 均	42	60	60	40	50	25	25

注：これは、1967年8月にフィンランドのヘルシンキで開かれた「婦人の市民・政治教育に関する国連セミナー」に、討議参考資料として、フィンランド社会科学委員会の調査関係顧問 Anna Liisa Sysilharju 女史によって用意された論文からの抄訳で、「婦人と青少年」1968-5に掲載されたものを、ここに再録した。

3. 労働時間と労働時間表¹

国名	工		業
	労働時間 週あたり	労働日	時間表
オーストリア	45時間	5または5.5日	昼食1時間を含む7～17時の9時間
ベルギー	45	5	昼食1時間またはそれ以下の9時間
カナダ	40	5	8時間、昼食1時間は一斉ではない。
デンマーク	45	5.5	月～金：昼食1時間を含む7～16時 土：7～12時
エール	42.5	5	8～1730時の8時30分、昼食1時間
フランス	40 (超過勤務は週20時間まで)	5または5.5 または6	地方事情により異なる。昼食時間1時間または1時間30分、中部、南部ではより長い。
西独	40～48 ²	5	各種
ギリシャ	48	5.5	始業時間は6時から8時まで各種、昼食時間 間冬期2時間、夏期3時間
アイスランド	45 (普通5～10時間の超過勤務をする)	5.5	月～金：8～12時、13～1730時 土：8～12時
イタリア	43(最高)	5.5または6	特殊の仕事を除き、1日8時間
ルクセンブルグ	(団体協約でより短く定められる) 48(最高)		3～12時、14～18時の8時間 昼食2時間
	(但し、労働者の80%は、団体協約により42～45時間労働)		

公 務 及 び 事 務		
労働時間 週あたり	労働日	時 間 表
4 0 (?)	5	8～17、定つた昼食時間なし
4 1 5	5	昼食時間45分または1時間45分
3 7 5	5	時間表は各部局の長により定められる。夏期早終い、交替制の昼食、時差出勤等
4 2	5または5.5	月～金：昼食時間を含む 9～17時 隔週土：9～12時
3 5	5.5	月～金：9.30～17時、昼食1時間30分 土：9.30～13時
4 5	5.5または6	(a) 月～金：8.30～12, 14～18.45時 昼食2時間 (b) 月～金：9～18.45時、昼食1時間 土：8.30～12.15時 (c) 月～土：9～12、14～18.30時
4 4	5または5.5	7時または8時30分に始る各種の時間表があり、昼食時間を定めている場合もあるが、とくに大都市では定めていない。
3 6	6	毎日 8～14.30時
3 8	5.5	月～金：9～12時、13～17時 土：9～12時
4 0 または 4 4	5または5.5	月～金：8～12時、14～18時、昼食2時間 土：8～12時、(銀行、保険会社を除く)

オランダ	4 5	5	7 または 7 3 0 ~ 1 7 3 0 時、3 0 分または 1 時間の昼食、1 0 ~ 1 5 分の休憩
ノールウェー	4 5	5 または 5 5	9 時間、月 ~ 金：7 ~ 1 6 時または 1 6 1 5 昼食 3 0 ~ 4 5 分、土：7 ~ 1 3 時休憩 3 0 分、(隔週土曜休みの処もかなりある)
ポルトガル	4 8	6	8 時間、8 ~ 1 7 時、昼食 1 時間
スペイン	4 8	6	8 時間、昼食 1 時間で各種、但し、最終終業時間は 1 9 時
スウェーデン	4 4 ~ 4 5	5 または 5 5	各種、例えば 1 シフト：7 ~ 1 6 または 1 7 時 2 シフト：5 または 6 ~ 2 2 または 2 3 時 3 連続シフト：6 ~ 1 4 時、1 4 ~ 2 2 時 2 2 ~ 6 時 (鉄鋼業では 4 ~ 1 2、1 2 ~ 2 0 2 0 ~ 4 時) 休憩 1 時間をまとめて、または分けてとれる。
スイス	4 4 ~ 4 6	5 または 6 8	週 5 日か 6 日により 8 時間または 9 時間、 時間表は例えば月 ~ 金：7 ~ 1 2 時 1 3 3 0 ~ 1 7 3 0 時と土曜の午前
トルコ	4 8	6	8 時間、昼食 1 時間、通常 8 時始業 (8 ~ 1 7)
英国	4 2. 5	5 または 5. 5	各種例えば 7 3 0 ~ 1 7 時、8 ~ 1 7 3 0 時 昼食 1 時間
米国	一般的規定はないが 傾向は 4 0	5	8 時間、時間表は各種、通常 3 0 分から 1 時間の昼食時間
ユーゴスラヴィア	4 2 4 (最高)	5. 5 または 6	8 時間、シフトでない時は 1 時間の昼食、 シフトの時は 3 0 分、時間表：6 ~ 1 4 1 4 ~ 2 2、2 2 ~ 6 時
日本	4 8	6	1 日 8 時間

1. この表の労働時間と時間表は、法制や団体協約にもとづき概括したものである。
2. 団体協約の結果、現在では大体週 4 4 時間が多い。
3. 現在では、全労働者の 8 0 % が週 5 日制となっている。
4. 1 9 6 3 年の新憲法は週 4 2 時間を規定しているが、連邦法はまだこの規定を公布していない。

資料出所：Women Workers by Viola Klein (Employment of Special

4 1 5	5	8 1 5 ~ 1 7 1 5 または 1 7 3 0 時 昼食 4 5 分 ~ 1 時間 (1 2 3 0 ~ 1 3 3 0)
公務 : 9 月 ~ 5 月 3 8 . 4 5 時 5 月 ~ 9 月 3 5 時 その他 : 3 7 ~ 4 0 時	冬 期 5.5 夏 期 5	冬 期 8 4 5 ~ 1 5 3 0 時 夏 期 8 3 0 ~ 1 5 0 0 時
3 6	5 ~ 5.5	8 3 0 (9) ~ 1 6 時
3 9	5.5	月 ~ 金 : 9 ~ 1 7 3 0 時、昼食 2 時間 土 : 9 ~ 1 2 3 0 時
3 9 ~ 4 2	5 ~ 5.5	月 ~ 金 : 7 時間、昼食 2 3 0 ~ 3 時間 土 : 4 時間 8 ~ 1 7 時、8 ~ 1 3 時
4 4	5 または 5.5	月 ~ 金 : 7 4 0 ~ 1 1 4 5、1 3 4 0 ~ 1 8 時 土 : 7 4 0 ~ 1 1 3 0 時 隔週休み (但し、ある地方、個人企業では昼食を 1 ~ 1 3 0 時 間に短縮して週 5 日制をとっている。)
4 2 0.5 と 4 4.5.5 の隔週交替	5.5	月 ~ 金 : 9 ~ 1 7 時、昼食 1 時間 3 0 分 土 : 9 ~ 1 3 時
3 6.5	5	7 時間 3 0 分が 9 ~ 1 7 3 0 時、8 3 0 ~ 1 8 時に配 置されている。昼食 1 時間
3 7.5	5	8 時間、7 4 5 ~ 1 6 4 5、8 1 5 ~ 1 6 4 5、 8 3 0 ~ 1 7、9 ~ 1 7 3 0、3 0 分の昼食時間
4 0	6	7 ~ 1 4 時、地方官庁によっては午後も働く、時間は 気候、その他の事情により地方で異なる。
4 2 4		

4. 母性保護規定

はじめに

婦人労働者の産前産後の保護に関する規定は、19世紀末から20世紀初期にかけて、みられるようになったが、第1次大戦後国際基準がもうけられ、大きな発展をみるにいたって、広く一般的となった。

国際労働機関（ILO）は、婦人労働者の保護及び権利の伸長に大きな役割を果たし、1919年には、婦人労働に関する最初の条約を採択した。これは、工業及び商業に雇用される婦人労働者に、産後の強制期間を含む産前産後各6週間の休暇を定めた「産前産後における婦人使用に関する条約（第3号）」である。

その後、坑内作業、夜業、同一労働同一賃金、雇用における差別等について、条約・勧告が採択された。

国際労働事務局は、1965年、各国政府から寄せられた情報をもとにして、母性保護に関して条約・勧告で定めている国際基準と、各国の国内法に定められている規定との関係を、母性保護基準の主なもの、すなわち、産前産後の休暇、出産給付、解雇制限、育児時間について各国がどのような規定をもうけているかを調べた。

ここで国際的な基準として比較されたのは、次の4条約、勧告である。

産前産後における婦人使用に関する条約（第3号）1919年

母性保護に関する条約（第103号）（改正）1952年

産前産後における農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告（第12号）1921年

母性保護に関する勧告（第95号）1952年

（注）年号は採択された年

改正とあるのは、以前の条約すなわち第3号を改正したものの意である。

各国における母性保護の規定は、大多数の国々では制定法として労働法・政令・条令に含められているが、中国・ニュージーランド・スイス・英国のように、企業の雇用条件を定める法律中にもうけている国、また、オーストリア・

西独、カナダのコロンビア州のように独立した法律をもつ国もある。

産前産後の休暇

条約第 8 号 第 3 条

- (a) その出産後 6 週間これを労働せしむることを得ず。
- (b) 6 週間以内に出産することあるべき旨を記載したる診断書を提出するとき、その業を休むの権利を有す。

条約第 103 号 第 3 条

出産休暇の期間は、少くとも 12 週間とし、且つ、産後の強制的休暇の期間を含むものとする。

|| 各国の状況 ||

(1) 条約の基準と同じく 12 週間の規定をもうけている国

アルバニア、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ビルマ、カメルーン、カナダ、チリ、コンゴ(レオポルドビル)、キューバ、西独、ガーナ、ギリシャ、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、日本、マラウイ、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、ポルトガル(植民地のみ)、スペイン、スウェーデン(但し工業あるいは手工業以外に働くものについては、産後の 6 週間に若干の制限がある)。タンザニア(タンガニーカ)、チュニジア、若干の英植民地、ウルガイ、ベネズエラ

(2) 国際基準を上まわり 14 週間の規定をもうけている国

フランスおよびフランス植民地、カメルーン(東部)、中央アフリカ共和国、チャド、ダボメ、ガボン、アイボリーコースト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、上ボルタ、フィリピン

(3) 同様に、90 日から 22 週間(152 日)の規定をもうけている国

ブルガリア(120 日)、白ロシア(112 日)、カナダ(アルベルタ州産前 6 週間、産後 2 カ月、ニューブランズウィック州 16 週)コンゴ(ブラザビル)(15 週間)、チェコスロバキア(22 週間)、ガンビア(公務員のみ 4 カ月)、ハンガリー(20 週間)、アイスランド(90 日)、イタリア

(産前は工業 3 カ月、農業 8 週間、その他 6 週間、産後はすべて 8 週間)、ルーマニア (112 日)、ウクライナおよびソ連 (112 日)、米国ワシントン州 (産前 4 カ月、産後 6 週間)、ユーゴスラビア (105 日)

(4) 国際基準の 12 週間より低い規定をもうけている国

アルゼンチン (75 日)、オーストラリアのサウスウェルズ州 (10 週間) セイロン (42 労働日)、中国 (8 週間)、コロンビア (8 週間)、コストリカ (60 日)、サイプラス (2 カ月)、デンマーク (4 週間)、エチオピア (1 カ月)、フィンランド (4 週間、但し、商店・事務所は 6 週間)、グアテマラ (75 日)、ホンデュラス (10 週間)、イラク (6 週間)、ジャマイカ (30 日)、ヨルダン (6 週間)、クウェート (70 日)、マレーシア (マラヤ州 60 日、サラワク 8 週間)、シンガポール (8 週間)、ニュージーランド (6 週間)、ポルトガル (60 日)、ルワンダ (2 カ月)、スイス (現行の連邦法では 6 週間であるが、1964 年の新しい労働法では 8 週間)、シリア (50 日)、トルコ (6 週間、但し、12 週間まで延長できる) 英国 (4 週間、但し、産前産後の期間中他に収入のない女子に対し 18 週間の出産手当が与えられる)、米国 (コネチカット州・マサチューセッツ州・ワシントン州の一部の産業、プエルトリコ 8 週間、ミズリー州・バーモント州 6 週間、ニューヨーク州 4 週間)、ザンビア (公務員にのみ 2 カ月)

(5) ある種の職業について、一般より長い、あるいは短い期間の規定をもうけている国

<家事使用人>

西独 (産前休暇を普通 3 週間のところ 4 週間)、ニカラグア (普通 12 週間のところ 60 日)、ノルウェー (期間を双方の協議に委せる。)

<農 業>

アルジェリア (普通 12 週間のところ 4 週間)、スイス (普通 8 週間のところモデル農業雇用契約では 6 週間としている)、ベネズエラ (産前産後 6 週間ずつの軽易作業)

<鉱 業>

パキスタン (普通 12 週間のところ 16 週間)

<公 務 員>

オーストラリアのビクトリア州（教職公務員について12～18カ月）、同ニューサウスウェルス州（12週間）、カナダ（最低8カ月、但し、州によってそれぞれ異なる規定をもうけている）、中国（普通8週間のところ6週間）、デンマーク（普通4週間のところ6週間）、エチオピア（普通1カ月のところ6週間）、マレーシアのサラワク（普通8週間のところ最低5週間）、ニュージーランド（普通6週間のところ教職公務員については12週間まで延長できる）、米国（14週間）

出 産 給 付

条約第3号 第3条

- (c) (a)号及び(b)号によりその休業せる期間内、公共基金より又は保険制度の方法により、自身及びその生児の十分且健康維持の扶持を為するに足るの利益を支払わるべく、該利益の定額は、各国における権限ある機関これを決定す。なお附加利益として無料にて医師又は免許産婆の手当を受くるの権利を有す。医師又は産婆が出産の日の予測を誤りたる場合と雖も、診断書に記載の日より出産の実際にありたる日に至る迄の間、右利益を婦人が受くることを妨げず。

条約第103号 第4条

- 1 第3条の規定に基く出産休暇による休業中、女子は、金銭及び医療の給付を受くる権利を有する。
- 2 金銭給付の額は、適当な生活水準に従って、本人及びその生児が十分且つ健康的な生活を営むに足る給付を確保するように、国内の法令で定めなければならない。
- 3 医療給付は、資格のある助産婦又は医師による産前、分娩及び産後の手当並びに必要な場合の入院を含む。医師及び病院の選択の自由は、尊重しなければならない。
- 4 金銭及び医療の給付は、強制的社会保険又は公の基金で与えなければならない。いずれの場合にも、それらは所定の条件を満たすすべての女子に当然の権利として与えられなければならない。
- 5 当然の権利として与えられる給付を受ける資格を有しない女子は、社会的

扶助を受けるために必要な資産調査を条件として、社会的扶助基金から十分な給付を受ける権利を有する。

- 6 強制的社会保険で与えられる金銭給付は、それが従前の所得に基いて決定される場合には、給付計算のため考慮される当該女子の従前の所得の3分の2を下ってはならない。
- 7 母性給付を与える強制的社会保険制度に基いて支払うべききょ出金及び、支払われた賃金を基礎として計算される租税で前記の給付を与えるために徴収されるものは、使用者及び被用者の両者によって支払われると使用者によって支払われるとを問わず、また、性別のいかんにかかわらず、当該企業に使用される男女総数について支払わなければならない。
- 8 いかなる場合にも、使用者は、その使用する女子に与えられるべき前記の給付の費用について個人として責任を負わない。

|| 各 国 の 状 況 ||

< 金銭給付（休業補償） >

- (1) 金銭給付の最低率を3分の2と規定している国

ビルマ、イラン、トルコ、ベネズエラ、白ロシア、ウクライナおよびソ連（従前の勤務期間に応じて60～100%）、ブルガリア（同様に65～100%）

- (2) 国際基準を上まわり、70～90%の率を規定している国

アルバニア（勤務期間に応じて70～90%）、チェコスロバキア（同様に75～90%）、イスラエル（通常週給の75%で最高週35ポンド）、イタリア（80%）、ルクセンブルグ（婦人の賃金労働者について70%）、ペルー（賃金の70%）、ルーマニア（勤務期間に応じて賃金の70～90%）

- (3) 賃金の100%を給付する規定をもうけている国

アルゼンチン（但し、一定の月間最高額を超えることはできない）、オーストリア、ブラジル（農業労働者のみ）、チリ、コロンビア、*コスタリカ、キューバ（但し、給付の額は1日につき150ペソより少なく、8ペソより多くなることはできない）*ダホメ、ドミニカ、ハイチ、ホンジュラス、オランダ、ポーランド、ポルトガル、上ボルタ、ウルグアイ

(注)*印は、1部、多くの場合50%を使用者が負担している。

(4) 国際基準より低い率の規定をもうけている国

アルジェリア(50%)、ベルギー(60%、但し最高8400フランまで)、カメルーン(東部)(50%、但し、最高3500フランまで)、中央アフリカ共和国(50%)、コンゴ(ブラザビル)(50%)、フィンランド(保険賃金の45%)、フランス(基本賃金の50%、但し、被保険者たる婦人が3人以上の子を扶養している場合には、休業の31日目から率は3分の2となる)、ガボン(50%)、インド(賃金の約50%、または12アンナ)、アイボリーコースト(50%)、日本(60%、但し、公務員は80%)、マダガスカル(50%、但し、最高35,000フランまで)、モーリタニア(50%)、メキシコ(60%、但し、出産前7日間と後30日間は100%)、モロッコ(50%)、ニカラグア(60%)、スペイン(60%)、チュニジア(50%)

<医療給付>

(1) 妊娠中及び出産についての医療給付を社会保険、健康保険制度で与えている国

アルジェリア、アルゼンチン、*オーストリア、ベルギー、ブルガリア、白ロシア、チリ、キューバ、*フィンランド、*フランス、*西独、ギリシャ、ハンガリー、イラン、アイルランド、イスラエル、*ルクセンブルグ、*オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、*ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、*スウェーデン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ソ連、英国、ユーゴスラビア

(注) また、社会的扶助や公立病院、母子診療所等による援助も与えられ、とくに、*印の国々では保険が適用されない婦人労働者には、社会的扶助が与えられる。

(2) 婦人労働者に無料の医療給付を与え、かつ、施設あるいは家庭における早産および産後の療養を含めている国

アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、白ロシア、カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、デンマーク、フランス、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、

オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スペイン、トルコ、ウクライナ、ソ連、英国、ベネズエラ、ユーゴスラビア

解 雇 制 限

ILO条約では、婦人労働者の出産による休業期間中の解雇を禁止しており、大多数の国が、この規定を国内法にもうけている。

条約第 8 号 第 4 条

婦人が本条約第 3 条(a)もしくは(b)号に依り休業せるとき、又は病気にして妊娠もしくは出産に基くと診断せられ且その婦人をして労働するに不適当ならしむるものの結果として一層長期に亘り休業せるときは、右の休業が各国の権限ある機関の定むべき最長期間を超えざる限り、当該使用者は右休業中に解雇の通告を為し、又は右休業中満了すべき期間を附して解雇の予告を為すことを得ず。

条約 103 号 第 6 条

女子がこの条約の第 3 条の規定に基く出産休暇によって休業する期間中にその使用者が解雇の通告を行ない、又はその期間中に満期となるような解雇の予告を行うことは許されない。

|| 各 国 の 状 況 ||

(1) 出産休暇とそれに伴う休暇の延長期間中の解雇を無条件に禁止する国

アルゼンチン、オーストラリアのニューギニアとバプア、ブラジル、ブルガリア、ビルマ、カメルーン、カナダのブリティッシュ・コロンビア州とニューブランズウィック州、中央アフリカ共和国、セイロン、チャド、コンゴ(ブラザビル)、コンゴ(レオポルドビル)、キューバ、フィンランド、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー(但し、家事使用人については、無条件ではない)、インド、イラン、イラク、イスラエル(無条件禁止は、産後休暇終了後の 6 カ月を含む)、アイボリーコースト、クエート、ルクセンブルグ、マダガスカル、マレーシア(但し、シンガポールでは出産休暇中他に就業した場合には、解雇できる)、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポルトガル植民地、シエラレオネ

(事実上の慣行及び団体交渉により)、スペイン(期間は20週間まで)、スイス(連邦法のもとでは、工場、小規模時計メーカー、運輸通信業に雇用される婦人労働者は、いかなる理由でも出産休暇中解雇されない。さらに、契約法改正案によると、使用者は、2年間雇用された婦人労働者の産前産後の各8週間、契約を解くことはできない。また、就職期間の条件を除くことを、目下考慮中である)。シリア(禁止期間は産後8カ月であるが、休暇中他に就業した場合には、適用されない)、トルコ、上ボルタ、ウルガイ(期間は4カ月を超えて延長されることがある)、ベネズエラ、ユーゴスラビア、若干の仏領及び英領植民地

(2) 以上の国々のうち、保護の期間を条約の規定をこえ、勧告の規定(期間を出産休暇終了後少なくとも1カ月継続する)に従って、期間を通常3週間から6カ月、子を保育する場合はより延長し、かつ、無条件に保護を行なう国

アルゼンチン、オーストラリアのニューギニアとパプア、ブラジル、ブルガリア(妊娠4カ月から子が8カ月に達するまで)、セイロン(出産5カ月前から)、キューバ(妊娠期間中)、ハンガリー(妊娠の診断をうけた時から産後6カ月)、イスラエル(妊娠期間中)、パキスタン(出産前6カ月の期間は、正当な理由なくして解雇は行なわれない)、フィリピン(妊娠期間中)、ポルトガルの海外植民地(妊娠はいかなる場合も解雇の正当な理由とならない)、ユーゴスラビア(妊娠中並びに8カ月未満の乳児をもつ婦人の解雇は禁止されている。事業場の閉鎖により、妊娠3カ月以後の婦人労働者が解雇される場合には、出産まで通常の賃金が保障される)。

なお、この規定を強制的なものとし、違反を刑事犯とする国(アルゼンチン、アルバニア、白ロシア、ダホメ、フランス、ハンガリー、インド、イスラエル、日本、マレーシア、モロッコ、ソ連)があり、また、解雇した場合には契約違反として損害賠償の権利のある国(フィンランド、フランス、ノルウェー)、一般的契約違反による損害及び出産給付に関係なく、数カ月分の賃金を慰謝料として支払わなければならない国(コロンビア=60日分の賃金、ホンデュラス=60日分の賃金、ベルー=90日分の賃金、ウルガイ=6カ月分の賃金)等がある。

- (3) 解雇の禁止が無条件ではなく、労働者側の重大な過失、災害などによる事業の停止の場合には解雇できる国

但し、殆んどの場合解雇は例外的にのみ行なわれ、解雇に伴う責任は事業主が負い、また、解雇は監督官、労働裁判所、地方政府の許可を必要とするほか、これらの国の大部分が病気・出産のおくれによる期間の延長をみとめている。

アルジェリア、オーストリア、白ロシア（解雇は例外的にのみ行なわれ、出産休暇中の解雇はできない）、チリ（裁判所でみとめられた正当な理由によってのみ解雇できるが、出産休暇中はできない）、コロンビア（但し、改正草案は無条件）、コスタリカ、チェコスロバキア、ドミニカ共和国、フランス（法律及び判例により、他の理由による解雇も妊娠・出産のため延長される）、西独（例外的にのみ解雇がある）、ガテマラ、ホンデュラス、イタリア、日本、モロッコ、オランダ、ニカラグア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スエーデン、チュニジア、ウクライナ、ソ連

以上の国のうち、保護の期間を妊娠中及び保育の期間とする国は、白ロシア、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ガテマラ、ホンデュラス、ニカラグア、ウクライナ、ソ連で、また、国により様々な期間をもうけている。

オーストリア（妊娠期間及び産後4カ月）、チリ（妊娠期間及び出産休暇後1カ月）、チェコスロバキア（妊娠期間及び結婚している母については子が1歳に達するまで、未婚の母については3歳に達するまで）、西独（オーストリアと同じ）、イタリア（妊娠期間及び子が1歳に達するまで）、日本（産前産後休業期間及び産後休業期間後30日間）、ポーランド（妊娠期間）、ポルトガル（妊娠期間及び出産後1年）、スエーデン（妊娠期間及び出産後半年、但し、同一事業主のもとに過去1年間働いた場合）

- (4) 解雇制限を法律に規定していない国 サイプラス、アイスランド、アイルランド、ニュージーランド、タンザニア、米国、英国

なお、デンマークでは、正当な予告のもとに行なわれる妊娠・出産中の婦人労働者の解雇は制限されていない。また、英国では、雇用の保護について法律の規定はないが、希望により婦人労働者は復職できる。

保 育 時 間

条約第 3 号 第 3 条

- (a) 自らその生児を保育するときは、これがためその労働時間中 1 日 2 回 3 0 分ずつを如何なる場合に於ても与えらるべし。

条約第 1 0 3 号 第 5 条

- 1 女子はその生児を保育している場合には、国内の法令の定める育児時間中この目的のためその業務を中断する権利を有する。
- 2 問題が国内の法令によって又はそれに従って規律される場合には、保育のための業務の中断は、労働時間として計算し、且つ、それに応じて報酬を与えるものとし、また、問題が労働協約により規律される場合には、条件は、当該協約により決定するものとする。

|| 各 国 の 状 況 ||

- (1) 条約第 3 号の規定どおり、労働時間中 1 日 2 回 3 0 分ずつ与えることを定めている国

アルゼンチ、オーストラリアのニューギニアとパプア、ブラジル、カメルーン（西部及び東部）、中央アフリカ共和国、セイロン、チャド、チリ（但し公務員には適用せず）、コンゴ（ブラザビル）、コスタリカ（希望により 3 時間毎に 1 5 分ずつとすることもできる）、キューバ、チェコスロバキア、ダホメ、フランス（事業場に保育所のある場合は 2 0 分とすることもできる）、フランス領植民地、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ガテマラ（希望により 3 時間毎に 1 5 分ずつとすることもできる）、ハイチ（1 日 2 回 3 0 分ずつ、または 3 時間毎に 1 5 分ずつ）、ホンデュラス、ハンガリー、イスラエル、イタリア、アイボリーコースト、日本、マダガスカル、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ニジェール、ノルウェー、ベル、フィリピン、ポルトガル、スペイン、シリア、タンザニア（タンガニーカ）、チュニジア、トルコ、ウクライナとソ連（休憩は少なくとも 3 時間半毎に 3 0 分以上与えられる）、英植民地の 1 部、ウルガイ、ベネズエラ

- (2) 時間について他の決め方をしている国

アルバニア（３０分以上）、アルジェリア（３０分、但し、事業所に保育施設のある時は２０分にできる）、コロンビア（２０分ずつ２回、但し、改正案では３０分ずつ２回）、ドミニカ（２０分ずつ３回）、イラク（１５分ずつ２回）、オーストリア及び西独（保育所が作業場近くになく、且つ、連続して８時間以上働く場合、４５分ずつ２回または９０分１回が与えられる）、ブルガリア（６０分ずつ２回または２時間１回、２児以上または未熟児出産の場合は３時間に延長される）、ユーゴスラビア（子を保育する期間は労働時間を通常労働時間の５０％短縮できる）

このほか、事業場に保育所の設備のない場合に休憩時間を延長できる。あるいは３時間毎に３０分ずつ仕事を中断できると定めている国もある。

(3) 保育時間の権利はみとめているが、時間について規定していない国

インド（１日２回と規定し、時間については条令にまかせている）、スエーデン（子の保育のための時間は拒否できない）、スイス（事業主は保育時間を与えねばならない）

(4) 保育時間については報告がなく、公の規定をもうけていないと思われる国

ベルギー、ビルマ、カナダ、中国、コンゴ（レオポルドビル）、サイプラス、フィンランド、アイスランド、アイルランド、マレーシア、ニュージーランド、ニカラグア（但し、労働法改正に際し、条約第３号の条項を考慮する旨報告）、パキスタン、英国、米国、ザンビア

以上の国々のうち、個別または団体交渉、慣行等により何らかの保育の便の与えられている国（コンゴ＝レオポルドビル、マレーシア、若干の英植民地）と全く何の慣行もない国（例えば、ベルギー、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、英国）がある。

(5) 保育時間の権利期間を定めている国・６カ月～１年＝アルバニア（９カ月以上）、ブラジル（６カ月、但し延長できる）、ブルガリア（８カ月、特別の場合延長できる）、セイロン（１年）、チェコスロバキア（６カ月、但し延長できる）、フランス（１年）、ホンデュラス（６カ月）、日本（１年）、モロッコ（１年）・１５カ月＝カメルーン（東部）、中央アフリカ共和国、コンゴ（ブラザビル）、ダホメ、アイボリーコースト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、上ボルタ（但し、シリアは１８カ月）

(6) 保育時間を有給とすることを法にはっきり規定している国

アルバニア、オーストリア、白ロシア、セイロン、チリ、コスタリカ、キューバ、西独、ガテマラ、ハイチ、ホンデュラス、ハンガリー、イラン、イスラエル、イタリア、マダガスカル、マリ、ペルー、フィリピン、ルーマニア、スペイン、トルコ、ウクライナ、ソ連、ベネズエラ、ユーゴスラビア（医療扶助制度による手当をうける）。

(7) 保育時間を有給とする規定はないが慣行あるいは団体交渉により報酬の支払われている国として、中央アフリカ共和国、フランスなどがある。

保 育 施 設

母性保護に関する勧告では、母と子のための施設として、育児施設又は託児施設の設置に関する規定を各国が設けるべきであり、この施設は、女子が働いている企業の外に設けることが望ましい、としているが、若干の国々で使用者が一定数の女子労働者を雇用する場合の保育施設の設置を義務づけている。

|| 各 国 の 状 況 ||

(1) 婦人を一定数、通常10人～100人、雇用する事業主に保育施設の設置を義務づけている国

アルゼンチン、ブラジル、ビルマ（50人以上の婦人を雇用する使用者は、6才以下の子のための保育所をもうけなければならない）、チリ（労働法中に保育所の基準、衛生に関する詳細な規定がある）、コロンビア、コスタリカ、フランス（15才以上の婦人100人以上を雇用する事業主は事業場内に保育所を設置するよう要請される。施設の管理基準は、関係委員会の公の規定により管理される）、ガボン、ガテマラ、ハイチ（法律により、事業主は共同して保育所を設置することができる）、ホンデュラス（20人以上の婦人を雇用するすべての使用者は、保育所を設置しなければならない）、インド（50人以上の婦人を雇用する事業主は、6歳以下の子のための保育所を設置しなければならない）イラン、イタリア（50歳以下の既婚婦人80人以上を雇用する事業主は、作業場の近くに3歳以下の子のための保育所を設置しなければならない。労働監督機関は、共同保育所の設置をはかり、その監督を行なう）、アイボリーコー

スト、マレーシア、マリ、モロッコ、パキスタン（茶工場及び農園について、地方政府が、婦人40人以上を雇用する事業主に、6歳以下の子のための保育所の設置を要請する条例を定めるよう規定されている）、フィリピン、ボルトガル、シリア、チュニジア、上ボルタ、ベネズエラ

(2) 公的機関が事業場内あるいはその近くに保育施設を設置する国

ブルガリア、白ロシア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ及びソ連、ユーゴスラビア

(3) 保育所の費用を婦人労働者が、賃金に応じて分担するよう定めている国

ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ

また、とくに北欧諸国では、社会保障制度のもとで、公の保育施設が整備されている。

注： これは、国際労働事務局が、1985年の第85回「条約および勧告の適用に関する委員会」の報告書中、母性保護に関する部分をまとめたものを抄訳したものである。「婦人と年少者」の1968-7と9に掲載されたものを再録した。

5. 児童手当支給状況

国名	支給世帯（世帯主の職業）	対象児童	制限年齢	年齢制限の延長		
				職業訓練中のもの	学生	身障者
オーストラリア	住民	全児童	16才			
ベルギー	雇用者と自営業者	〃	14		21	制限なし
カメルーン	雇用者	〃	14	18	21	21
中央アフリカ共和国	〃	〃	14	17	20	20
チヤド	〃	〃	14	17	20	20
コンゴ（キンザンジャ）	〃	〃	16		21	制限なし
ダホメ	〃	〃	15	18	21	21
デนมルク	住民	〃	18			
フィンランド	〃	〃	16			
フランス	就業者、無能力者及び就業不可能者	第3子以下、但し稼ぎ手が1人の家庭では単一収入手当が子ども1人の場合にも支給される。	15 ²	18	20	20
ガボン	雇用者	全児童	16	17	20	20
西独	住民	第3子以下、収入が一定水準以下の場合には第2子にも支給される。	18		25 ³	25
ギニア	雇用者	全児童	14 ⁴	18 ⁴	21 ⁴	21 ⁴
ハンガリー	雇用者（個人農業経営者に雇われるものを除く）。手工業協同組合及び農業協同組合の組合員	第3子以下（農業協同組合の場合） 第2子以下（その他） 第1子以下（独身あるいは死別の女世帯の場合）	16	24 ⁵		制限なし

アイスランド	住民及び互恵条約の下の外国人	全 児 童	16			
アイスランド	住 民	〃	16			
アイスラエル	住民、但し、1887年以前出生者及び移住した時の年齢が60才(女55才)のもの	第6子以下	14			18
	を除く、結婚して働いていない婦人に任意適用					
マダガスカル	雇 用 者	全 児 童	14	18	21	21
オランダ	住 民	第3子以下	16		27	27
ニュージーランド	〃	全 児 童	16		18	制限なし
ノールウェー	〃	第2子以下、孤児または両親が身障者あるいは離婚者の場合は第1子	16			
セネガル	雇 用 者	全 児 童	14	18	21	21
スウェーデン	住 民	〃	16		19	
英 国	〃	第2子以下	15	19	19*	16
ユーゴスラヴィア	雇 用 者、自由業、芸術家	全 児 童	15		〃	制限なし

- 1 1901年以後カンガ州にのみ施行され、手当は働いていない妻にも支給される。
- 2 家事手伝をしている女子には20才まで支給される。
- 3 15才〜27才の子ども1人以上ある家庭の全日制で学ぶ子どもそれぞれに特別補助手当が支給される。
- 4 1965年1月1日以後制限年齢は12才に下げられ、年齢制限の延長も認められない。
- 5 奨学金をうけない学生
- 6 場合によっては、孫あるいは弟妹にも支給される。
- 7 雇 用 者、自営業者の場合には、収入調査により最初の2子にも支給にも支給される。
- 8 全日制の学校に通っている場合
- 9 勉学終了まで

8. 家庭責任への援助措置

ホームヘルプ等

“家事援助制度”は出産、病気、一人暮らしの老人などに必要な家事の援助を与えるもので、家庭責任をもつ婦人労働者も利用できる。

英国では、主婦が病気の際 1964 年の医療サービス法にもとづき、地域の公的医療機関が家事援助を行ない、利用者は収入に応じて低額の料金を支払う。

ノールウェイでは、婦人労働者あるいは職業訓練中の婦人が、留守の間子どもの世話を他人にたのむ場合には“家事援助手当”(home help allowance)が年 900 クラウン支給される。費用がより以上かか場合は増額される。

フランスでは、21 才以下の働く母親が子を育てている場合は、子ども 1 人につき年 2 日の特別休暇が法律により与えられる。但し、労働協約により年令にかかわらずすべての婦人労働者に与えられる場合がある。この場合は日数に上限がある。さらに、労働協約により病人の世話をするため婦人労働者に無給の特別休暇が与えられる。期間は通常勤続年数により年 2 ～ 12 カ月である。また、生活協同組合が家事援助、臨時の保育等を行なっている。

家事援助に類するものは、米国、オーストリア、スイス、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダでも行なわれているが、近隣、血縁のものにたよる場合が多く、この制度はあまり一般化していない。

このほか、ユーゴスラヴィアでは、婦人労働者に対し、地域開発計画の一つとして、洗濯、洋服の仕立、修理のサービスを行なっている。

広い意味の家事援助ということで、スイスでは家事の機械化をすすめており、機械化できない部分にのみ援助が与えられる。ある企業では工場に、従業員が使用できる自動洗濯機を備えている。

育 児

(保育施設)

ヨーロッパ諸国では、保育施設は地方公共団体(とくに大工業都市の)、宗教団体、社会福祉団体により運営されており、これらの機関には中央および地方政府、また企業から補助金が与えられる。

英国の公立昼間保育所数

	1936年	1967年の計画
イングランド・ウェルズ		
保 育 所 数	445	519
定 員	21,157	23,119
スコットランド		
保 育 所 数	64	不 明
定 員	2,469	

"Survey of Women's Employment" 1968

Ministry of Labor

ノールウェイの保育施設数¹

施 設 数	定 員
280	8,000

スウェーデンの保育施設数¹

種 類	数	定 員
昼間保育所 (nursery)	304 (6)	10,296
保育学校 (nursery school)	1,054 (8)	43,659
遊び場 (spare-time center)	129	2,226
()内は企業内		

1. "women workers" OECD 1965

なお、ノールウェイでは、昼間保育所設置奨励のため、1966年1月以降、政府は地方公共団体に3分の1の補助金を与えている。

(家庭保育)

スウェーデンでは家庭保育 (family day nurseries) が児童福祉委員会 (child Welfare Committee) の認めた個人家庭で行なわれる。

英国でも、この制度があり child minder という。

ノールウェイでも、これを実験的に行なっている。

学童保育

(学校給食)

英国、スウェーデン、オランダの一部、スイス等で行なわれており、米国では連邦政府から州へ補助金を出す。

(放課後保育)

day schools : 教師の監督のもとに放課後宿題をしたり、遊んだりするもので、西ドイツ、ユーゴスラヴィアで行なわれている。

classes gardieunes : 大人の監督のもとに放課後親が迎えにくるまで勉強したり、遊んだりするものでスイスで行なわれている。

この他、spare-time centers とか supervised playgrounds といった大人の指導付きの遊び場がスウェーデン、ノールウェイ、米国、ルクセンブルグ等にある。

(休暇中の保育)

vacation colonies, holiday camps, summer schools, holiday courses といった各種の計画が各国で労働組合、宗教団体、社会保障機関、学校、個人により行なわれ、これらに地方公共団体から援助が与えられる。

ベルギー

工場密集地帯には、大体 open-air colonies がもうけられている。

フランス、イタリー、ポルトガル、米国、ユーゴスラヴィア

夏休み中に holiday colonies が、地方公共団体、社会福祉団体、労働組合、企業により組織され、あるいは補助金が与えられる。

オランダ

夏休み中に holiday schools が教師の監督のもとに、学校と青少年団体との協同行なわれる。

ルクセンブルグ

働く母親の子どものため、休暇中 holiday courses を宗教団体、労働組合が組織する。

ユーゴスラヴィア

市、小作人組合、赤十字等が子どもを山や海に送り、holiday courses をもうける。

資料出所：主として women workers by Viola Klein (Employment of Special Groups, OECD 1965) から関係の部分を取り出したが、その他下記の資料を参照した。

- ・ 1968年11月26日から28日までパリで開かれたOECDのヨーロッパ地域セミナーのレポート
- ・ Needs and aspirations of married women workers in France by Andrée Michel (ILR Vol. 94, №1 July 1966)
- ・ Women's occupational situation in Scandinavia by Harriet Halter (ILR Vol. 93, №4 April 1966)
- ・ Women's employment and conditions of work in Switzerland by Marion Janjie (ILR Vol. 96, №3 Sept 1967)

7 国 際 条 約

A 国 際 連 合

1. 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 (Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others) 1950
当事国数 39カ国 (1969年2月15日現在一以下同じ)

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、セイロン、キューバ、チェコスロヴァキア、フランス、ギニア、ハイチ、ハンガリー、インド、イラク、イスラエル、日本、韓国、クエイト、リビア、マラウイ、マリ、メキシコ、ノールウェイ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、シリア、ウクライナ、ソ連、アラブ連合、上ボルタ、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア

2. 婦人参政権条約 (Convention on the Political Rights of Women) 1952

当事国数 64 カ国

アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、カナダ、中央アフリカ、チリ、中国、コンゴ（ブラザビル）、コスタリカ、キューバ、サイプラス、チェコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ガテマラ、ハイチ、ハンガリー、ナイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ラオス、レバノン、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モンゴリア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ノールウェイ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、セネガル、シエラレオネ、スウェーデン、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ソ連、英国、ユーゴスラヴィア

3. 結婚婦人の国籍に関する条約 (Convention on the Nationality of Married Women) 1957

当事国数 41 カ国

アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、カナダ、セイロン、中国、キューバ、チェコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、フィンランド、ガーナ、ガテマラ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、ジャマイカ、マレーシア、マラウイ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェイ、ポーランド、ルーマニア、シエラレオネ、シンガポール、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ソ連、英国、タンザニア、ユーゴスラヴィア

4. 婚姻の同意、婚姻最低年令および婚姻の登録に関する条約

(Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for

Marriage and Registration of Marriages) 1962

当事国数 18カ国

キューバ、チェコスロヴァキア、ダホメ、デンマーク、ドミニカ、フィンランド、マリ、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ノールウェイ、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、チュニジア、上ボルタ、西サモア、ユーゴスラヴィア

1 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約

第1条

この条約の締約国は、他人の情欲を満足させるために次のことを行ういかなる者をも処罰することに同意する。

- 1 売春を目的として他の者を、その者の同意があつた場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去すること。
- 2 本人の同意があつた場合においても、その者の売春から搾取すること。

第2条

この条約の締約国は、さらに、次のことを行ういかなる者をも処罰することに同意する。

- 1 売春宿を経営し、若しくは管理し、又は情を知つて、これに融資し、若しくはその融資に関与すること。
- 2 他の者の売春のために、情を知つて、建物その他の場所又はその一部を貸与し、又は賃貸すること。

第3条

第1条及び第2条に掲げるいずれかの違反行為の未遂及び予備も、また、国内法が認める範囲内で処罰されるものとする。

第4条

第1条及び第2条に掲げる行為に対する加担行為も、また、国内法が認める範囲内で処罰されるものとする。

加担行為は、処罰を免かれることを防止するために必要であるときはいつでも、国内法が認める範囲内で、独立の違反行為として取り扱われるものとする。

第5条

被害者が、国内法に基きこの条約に掲げるいずれかの違反行為に関する訴訟の当事者となる権利を有する場合には、外国人は、内国人と同一の条件でその権利を有するものとする。

第6条

この条約の各締約国は、売春を行う者又は売春を行う疑のある者が特別の登録を行い、特別の書類を所持し、又は取締役若しくは通告に関する特別の要件に服する旨を規定しているいかなる現行の法令又は行政規定をも無効にし、又は廃止するため必要なすべての措置を執ることに同意する。

2. 婦人の参政権に関する条約

第1条

婦人は、あらゆる選挙において、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、投票する権利を有する。

第2条

婦人は、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、国内法で定めるすべての公選による機関に選挙される資格を有する。

第3条

婦人は、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、国内法で定める公職につき、及び国内法で定めるすべての公務を執行する権利を有する。

3. 結婚婦人の国籍に関する条約（仮訳）

第1条

各締約国は、その国の国民の一人と、他国人との間の結婚、離婚の場合も、また、夫の国籍変更の場合も、それが自動的に妻の国籍に影響するものではないことに同意する。

第2条

各締約国は、その国の国民の一人が任意に他国籍を取得する場合も、自国籍を放棄する場合も、その妻が自国籍を保有することを妨げないことに同意する。

第3条

1. 各締約国は、その国の国民の一人の妻が他国人である場合、国家の安全と公

其の福祉に反しない限り、本人の要求により、特別の帰化手続によつて、夫の国籍を取得できることに同意する。

2. 各締約国は、この条約が、その国の国民の一人の妻が他国人である場合、その要求により権利として、夫の国籍を取得できることを規定している既存の法令や慣習法を妨げるものではないことに同意する。

4. 婚姻の同意、最低年令および登録に関する条約（仮訳）

第1条

兩当事者の完全で自由な承諾のない結婚はすべて法律上成立しないものとする。この承諾は、当事者本人が、正式の公表ののち、結婚式を主宰する権限ある当局および法の定める証人の前で表明しなければならない。

本条第1節の規定にかかわらず、権限ある当局が、特殊事情を認め、かつ当事者の一方が権限ある当局の前で法の定める方式に従いすでに承諾を表明し、これを撤回していないことを認めた場合は、その当事者は出頭を要しないものとする。

第2条

本条約の当事国は、結婚の最低年令を定める立法措置をとらねばならない。この年令以下の者の結婚はすべて法律上成立しないものとする。ただし、権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大なる事由により年令について特別免除を認めた時はこの限りでない。

第3条

すべての結婚は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行なわれねばならない。

（以上は条約主文中実質条項のみ）

B 国際労働機関（ILO）

1. 産前産後における婦人使用に関する条約

（Maternity Protection） 第2号 1919

主な内容：産後6週間の労働の禁止、産前6週間以内の診断書提出による休業の権利、休業期間中の保険制度等による収入の補償、休業期間及び延長期間中の解雇の禁止、1日2回30分ずつの保育時間の確保

当事国数 25 カ国 (1969年4月30日現在—以下同じ)

アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、中央アフリカ、チリー、コロンビア、キューバ、フランス、ガボン、西ドイツ、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、イタリア、アイボリーコースト、ルクセンブルグ、モーリタニア、ニカラグア、パナマ、ルーマニア、スペイン、ウルグアイ、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア

2. 夜間における婦人使用に関する条約

(Night Work - Women) 第4号 1919

主要内容: 「夜間」(夜10時より朝5時までの時間を含む少くとも11時間の継続時間)婦人の年齢に拘らず、家族従業者を除き一切の公私の工業的企業への使用の禁止

当事国数 56 カ国

アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、ビルマ、ブルンディ、カメルーン(東部)、中央アフリカ、セイロン、チャド、チリー、コロンビア、コンゴ(ブラザビル)、コンゴ(レオポルドビル)、キューバ、チェコスロヴァキア、ダホメ、フランス、ガボン、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、アイボリーコースト、ルクセンブルグ、マラガシー、マリ、モーリタニア、モロッコ、オランダ、ニカラグア、ニジェール、パキスタン、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルアンダ、セネガル、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、英国、上ボルタ、ウルグアイ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ユーゴスラヴィア、ラオス、カンボジア

3. 夜間における婦人使用に関する条約(1934年改正)

(Night Work - Women - Revised) 第41号 1934

主要内容: 上記第4号の工業的企業を更に詳細に規定すると共に、特定の例外の場合権限ある機関は労使団体への諮問の後、10時より5時を11時より6時とすることができるとした。

当事国数 36 カ国

アフガニスタン、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、ビルマ、中央アフリカ、セイロン、チャド、コンゴ（ブラザビル）、ダホメ、フランス、ガボン、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、インド、イラク、アイルランド、アイボリーコースト、マラガシー、マリ、モーリタニア、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、パキスタン、ペルー、セネガル、南アフリカ、スイス、トーゴ、アラブ連合、英国、上ボルタ、ヴェネズエラ

4. すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約

（Underground Work — Women） 第45号 1935

主な内容：地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場における、
年令のいかんを問わず女子の坑内作業への使用の禁止。管理職、訓練中の
女子等若干の例外が認められている。

当事国数 75カ国

アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、カメルーン（東）、カメルーン（西）、カナダ、セイロン、チリー、中国、ボツワナ、コスタリカ、キューバ、キプロス、チェコスロバキア、ドミニカ、エクアドル、フィンランド、フランス、ガボン、西ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、アイボリーコースト、日本、レバノン、ルクセンブルグ、マラヤ連邦、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、レソト、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、シエラレオネ、ソマリー共和国（旧信託領）、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タンガニーカ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ連合、英国、ウルグアイ、ソ連、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ユーゴスラヴィア、ザンビア、マラウイ、シンガポール、ガイアナ

5. 工業に使用される婦人の夜業に関する条約（1948年改正）

（Night Work — Women — Revised） 第89号 1948

主要内容：「工業的企業」の範囲をさらに詳細に規定し、「夜間」の定義を夜10時より朝7時までの間の少くとも7時間の継続する時間を含む、少くとも11時間の継続する時間とした。

当事国数 48カ国

アルジェリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、セイロン、コンゴ（レオポルドビル）、コスタリカ、キューバ、キプロス、チェコスロバキア、ドミニカ、フランス、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、インド、イラク、アイルランド、イタリア、キューート、レバノン、リビア、ルクセンブルグ、モーリタニア、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、ルアンダ、セネガル、南アフリカ、スペイン、スイス、シリア、チュニジア、アラブ連合、ウルグアイ、ヴェトナム、ユーゴスラヴィア、マルタ、マラウイ、ザンビア、ケニヤ

6. 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約

（Equal Remuneration） 第100号 1951

主要内容：性別による差別待遇なしに定められる報酬率による男女労働者への報酬の支払い。

この実施に役立つ場合の職務の客観的評価を促進する措置。

当事国数 65カ国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、白ロシア、中央アフリカ、チャド、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、チェコスロバキア、ダホメ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、フィンランド、フランス、ガボン、西ドイツ、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、イスラエル、イタリア、アイボリーコースト、日本、ジョルダン、リビア、ルクセンブルグ、マラガシー、マリ、メキシコ、ニカラグア、ニジェール、ノールウェイ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、シリア、チュニジア、

